

水防協力団体制度の追加（新規）

1 水防協力団体制度新設の経緯

近年、全国各地で災害が激甚化・頻発化しており、地域の洪水被害の防止・軽減を図るための水防活動がますます重要となっています。しかし、水防団員の減少や高齢化が進んでおり、地域の水防力を維持する上で、この状況を改善することが大きな課題となっています。

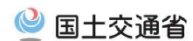
こうした課題を踏まえ、民間企業、NPO、自治会、ボランティア団体等が水防活動の啓発活動等を行っていただく「水防協力団体制度」が平成17年度に創設され、国においても市町村に対して指定を促進しております。

今回の山形市水防計画書への制度新設は、令和6年6月、山形県から浸水想定区域の指定河川が追加され、浸水想定区域が拡大されたことや、今後、気候変動などにより、洪水被害の発生が増加することが予想されることから、更なる水防体制の強化を図るため、山形市においても、水防協力団体制度を新設するものです。

2 水防協力団体の指定

水防協力団体は水防法第36条（水防法参考有）により指定できるようになっており、山形市における水防協力団体の指定は、別紙「山形市水防協力団体指定要領」に基づいて行います。

水防協力団体の概要

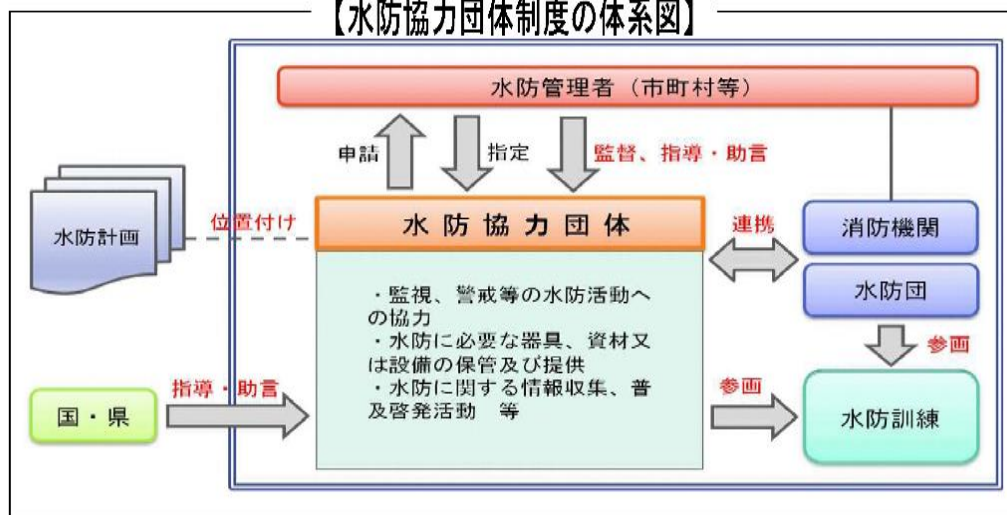


- 水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、水防団等が行う水防活動と連携して、平常時の水防に関する普及啓発活動、災害時の巡視、土のう運搬等の後方支援などを行うことができるよう平成17年に制度化。
- 申請を受け水防管理者（市町村等）が指定

- ・ 平成17年の水防法改正により創設、平成25年に指定対象拡大。
- ・ 対象：NPO、一般社団法人、一般財団法人、民間法人、自治会、ボランティア団体等（下線は平成25年に指定対象拡大）
- ・ 活動内容：【災害時の活動】巡視（異常箇所の発見等）、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援。水防に必要な器具、資材または設備の提供。
【平常時の活動】水防に関する資料収集、水防に関する知識の普及啓発及び水防訓練への参加。水防に必要な器具、資材及び設備の保管。

※ 水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、河川法に基づく土地の占用許可又は承認の特例を受けることができる。

【水防協力団体制度の体系図】



3 水防協力団体制度の指定状況

- ・山形県（令和元年）

※県内の他市町村に確認したところ指定はなし。

- ・全国の指定状況（令和5年4月1日現在）

水防協力団体名	指定水防管理団体	指定時期
特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議	長野県駒ヶ根市	平成19年12月
一般社団法人栃木県建設業協会塩谷支部	栃木県矢板市	平成23年3月
一般社団法人栃木県建設業協会塩谷支部	栃木県さくら市	平成23年3月
一般社団法人栃木県建設業協会塩谷支部	栃木県塩谷町	平成23年3月
一般社団法人栃木県建設業協会塩谷支部	栃木県高根沢町	平成23年3月
一般社団法人栃木県建設業協会芳賀支部	栃木県真岡市	平成23年4月
一般社団法人栃木県建設業協会芳賀支部	栃木県益子町	平成23年4月
一般社団法人栃木県建設業協会芳賀支部	栃木県茂木町	平成23年4月
一般社団法人栃木県建設業協会芳賀支部	栃木県市貝町	平成23年4月
一般社団法人栃木県建設業協会芳賀支部	栃木県芳賀町	平成23年4月
一般社団法人栃木県建設業協会那須支部	栃木県大田原市	平成23年8月
一般社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部	栃木県鹿沼市	平成24年2月
一般社団法人栃木県建設業協会烏山支部	栃木県那須烏山市	平成24年7月
一般社団法人栃木県建設業協会烏山支部	栃木県那珂川町	平成24年7月
一般社団法人栃木県建設業協会下都賀支部	栃木県栃木市	平成24年12月
一般社団法人栃木県建設業協会下都賀支部	栃木県壬生町	平成24年12月
一般社団法人栃木県建設業協会下都賀支部	栃木県小山市	平成24年12月
一般社団法人栃木県建設業協会下都賀支部	栃木県下野市	平成25年1月
一般社団法人栃木県建設業協会那須支部	栃木県那須町	平成25年6月
秦野市水防協力団体	神奈川県秦野市	平成26年5月
水曜会	淀川左岸水防事務組合	平成28年8月
イオンリテール株式会社イオン枚方店	淀川左岸水防事務組合	平成28年9月
株式会社樟葉パブリック・ゴルフ・コース	淀川左岸水防事務組合	平成28年9月
牧野パークゴルフ場	淀川左岸水防事務組合	平成28年9月
福知山堤防愛護会	京都府福知山市	平成29年7月
福知山市社会福祉協議会	京都府福知山市	平成29年7月
株式会社京阪ゴルフ倶楽部	淀川右岸水防事務組合	平成31年1月
株式会社高槻ゴルフ倶楽部	淀川右岸水防事務組合	平成31年1月
株式会社淀川ゴルフ倶楽部	淀川右岸水防事務組合	平成31年1月
株式会社シグナル	淀川左岸水防事務組合	令和元年9月
一般社団法人栃木県建設業協会宇都宮支部	栃木県上三川町	令和2年5月
一般社団法人栃木県建設業協会足利支部	栃木県足利市	令和3年5月
株式会社日本介護医療センター	淀川左岸水防事務組合	令和3年10月
株式会社日本介護医療センター	淀川右岸水防事務組合	令和3年10月
株式会社日本介護医療センター	大和川右岸水防事務組合	令和3年10月
東住吉区介護保険関係者連絡会	大和川右岸水防事務組合	令和4年5月
一般社団法人西淀川工業協会	淀川右岸水防事務組合	令和4年12月

水防協力団体数（R5.4.1 現在）

一般社団法人 21 団体

民間法人 10 団体

NPO 1 団体

自治体・ボランティア等 5 団体

合計 37 団体

第16章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防協力団体の申請があった場合は、山形市水防協力団体指定要領を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、水防協力活動実施要領によるものとする。

附録 4—1

山形市水防協力団体指定要領

1 通則

山形市における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2 水防協力団体の要件（法 3 6 条第 1 項関係）

水防協力団体の指定、に当たっては、法第 3 6 条に基づき、事項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3 水防協力団体の業務（法 3 7 条関係）

水防協力団体は次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 水防協力団体の申請方法（法 3 6 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、山形市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「山形市水防協力団体指定申請書」に「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- （1）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「山形市水防協力団体認定書」を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附録 4—2

水防協力団体指定申請書様式

山形市水防協力団体指定申請書		年	月	日
山形市水防管理者				
山形市長				
	住 所			
	(事務所所在地)			
	団体の名称			
	代表者指名			印
水防法第 3 6 条 1 項及び山形市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、山形市水防協力団体の指定を受けたいので、別紙「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。				

附録4—3 水防協力団体協力活動業務計画書

年 月 日

山形市水防管理者

山形市長

住所

(事務所所在地)

団体名称

代表者指名

印

水防協力団体協力活動業務計画書

山形市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

附録 4—4

水防協力団体認定書様式

山形市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者 ○○○○ 様

山形市水防管理者

山形市長

水防法第 36 条第 1 項及び山形市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を山形市水防協力団体に指定します。

附録 4—5

水防協力団体との水防協力活動実施要領

山形市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1 通則

山形市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに山形市水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2 水防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び山形市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、山形市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

4 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、山形市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5 その他

（1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附録 4—6

水防協力団体協力活動報告書様式

山形市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

山形市水防管理者

山形市長

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、山形市水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。

<水防法 抜粋>

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。